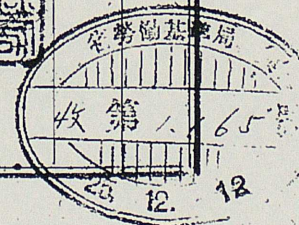
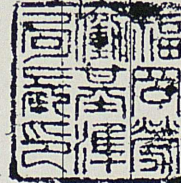


福基給收第六八號

昭和二十五年十二月九日

福岡労働基準局長

労働省労働基準局長 殿



帰國朝鮮人に対する未拂賃金積務等に関する調査について
標記のことについて昭和二十五年十一月二十日附福基給收第六
七八號を以て報告しましたが未報告の分調査完了
しましたから別紙の通り報告致します

福岡労働基準局

NO. 1

債務者名	所在地	債務の種類	債務額	債権者	供託局名	供託年月日	備考
大正炭坑	福岡市荒町 一三八番地	未拂借金	1,100.609.21	1563	福岡市役所 直才出張所	22.5.15	(同)夏島炭坑 大正炭坑 別紙(通リ)
久留米炭坑	嘉穂郡山崎町 上山田	有価証券	14,545.02	392	福岡市役所	22.5.15	
宝珠山炭坑	朝倉郡朝倉町 村橋九三〇	未拂借金	17,208.02	77	福岡市役所	22.3.11	
九州探検隊	嘉穂郡山崎町 上山田	労銀	157,153.92	412	福岡市役所	24.2.21	
高橋炭坑	嘉穂郡山崎町 上山田	労銀	160,355.44	392	福岡市役所	22.1.31	
小倉炭坑	小倉市足立 大倉五三	賃金	9,725.32	57	福岡市役所	22.3.14	
計			2,442,340.18	2999			
			2,433,820.92	29756			
			2,676,161.64	23,755			

NO. 乙

(二) 未供託分 (1)

債務者名	所在地	債権の種類	債権額	債権者数	未供託理由	備考
九州探炭株式会社	鹿児島県	貸付金	1656.62	71	別紙の通り (二)	
高陽鉄業株式会社	山口県	貸付金	3,856.25	156	別紙の通り (三)	
小倉炭坑	大分県	貸付金	1,383.63	58	別紙の通り (四)	
明鏡炭坑	大分県	貸付金	1,236.38	180	別紙の通り (五)	
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	1,200.00	44	別紙の通り (六)	(旧) 東亜電工株式会社
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	1,832.00	44	別紙の通り (六)	
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	1,046.60	72	別紙の通り (六)	
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	32,316.24	478	別紙の通り (六)	
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	741,378.01	4,943	別紙の通り (六)	
三井物産株式会社	福岡県	貸付金	773,694.75	5,421	別紙の通り (六)	
計						

労働省

25.11.20 附 福基給収第678号の分	244,657.66	3,180,192.76	3,442,850.42	25,725	29,176
---------------------------	------------	--------------	--------------	--------	--------

未決託分 (2)

資料の正確を期するため各事業所へ用調査せしめたもの、うち本表
事業所の分については事業所別は別紙 (No. 6) 理由書にのり
該当ない旨申し立て、あるが従来當局保管の資料により
應調製致しました

事業場名	所在地	債務の種類	債務額	債権者数	通
日本通運(株)	若松市二島	野金	一四九、七五	一	(新) 中村工業
中村組	戸田町	野金	一、五〇、〇〇	二	運輸株式会社
筑紫工業(株)	筑紫郡	未決債金	八、五〇、〇〇	二	(旧) 九州飛行機(株)
	那珂野町	未決債金	二、二〇、〇〇	不	
	有価証券	三、三、四二	不	不明	
計		三、三、七	二、五		

別紙

罫紙 和紙 全面罫紙

別紙一

債務者名

所在地

備考

大辻炭礦株式会社

福岡市荒戸町百貳拾八番地

当事業所は昭和二十三年八月一日貝島炭礦株式会社より
貝島太市及武内禮藏の両氏に譲渡され両氏の共同経営
であったが更に昭和二十五年十月一日大辻炭礦株式会社
組織及名稱が変更され取締役社長として貝島健次氏が
就任したものである。

別紙二

債務者名

所在地

未供託理由

九州採炭株式会社高陽鉱業所
福岡縣遠賀郡由垣村大字山田五の一

労働省

保管預金通帳は終戦前逃亡その他により交付不能
のため未拂金供託完了の際昭和二十二年二月五日未拂
金供託完了報告書と同時に福岡縣知事宛朝鮮人
労働者に対する交付不能の保管預貯金通帳報告書
として提出済みです。

別紙三

債務者名

所在地

未拂賃金の訂正について

二訂正箇所

小倉炭鉱

小倉市正原大島 二九三

古谷博美

未供託金額九七五五円三銭を九七五五円三銭に訂正

口供託年月日を昭和二十二年三月十八日を昭和二十二年三月
十四日に訂正

別紙

郵紙 和紙 全面 郵紙

No. 4

ハ未供託分中に郵便貯金を追加

一未供託理由

1. 又は其にタイプの打誤りと考へられますので訂正します。
ハは前回報告に述べたものから至く前回報告の未拂償金
金一、三六三円六三銭中に含まれるものか不明です。

亦一、三六三円六三銭の未拂償金を確認する資料も債
権者の名義も不明で当時の事務担当者も既に退職し
当時の事情も不明です。目下極力調査中です。

別紙(四)

債務者名

所在地

未供託理由

用鎖機内蔵の港運清算事務所
用鎖機内蔵の港運清算事務所
東京府千代田区丸の内銀ビル内
岩坪友重

当所は既に御承知の事と存じますが昭和二十三年十二月

労働省

十日連合軍最高司令官の要求に基づき用鎖機内に
指定せられ爾後清算事務所として今日に至り居り
ます。昨(二十)四年十一月十日当時事務所は類焼の恐れあり
係書類全焼し何等具体的な回答が来ません。
單に用鎖指定日現在にて報告の如くは金額が判明
するのみにて供託箇所が不明で当所は不明にて二分未
供託なるものとして御報告申し上げます。

尚此の件に關しまして用鎖機内蔵の港運清算事務
所所長特殊清算人たる用鎖機内蔵の港運清算事務
所千代田区丸の内銀ビル内(債務整理部)一般債務課長
宛御照会下されば判明致す事と思はれます。

別紙

別紙(五)

債務者名

九州運輸産業株式会社
若松沿岸運送株式会社

所在地

福岡県若松市南海岸通り三丁目九六八

未供託理由

郵便貯金及銀行預金に対しては当時供託の必要ないとの指図に依る。

別紙(六)

債務者名

貝島炭石株式会社

所在地

福岡市下土居町参番地

未供託理由

朝鮮人労働者等に対する未拂金並に未交付有価証券の直う貯金額等の供託に先立ち昭和二十一年頃所轄の直う

労働省

労政事務所より未拂金並に未交付有価証券等の債務の概算額でも承知したとの連絡がありましたので不取敢概算額として報告致しましたのが左記の金額で其の後詳細に計算供託致したものが左の金額であります。尚貯金については精密調査中につき判明次第急報致します。

記

- (1) 未拂金 969,119.25 有価証券 24,675.00 貯金 197,783.28
- (2) 未拂金 628,633.48 有価証券 67,767.50 貯金(調査中)

別紙

罫紙 和紙 全面罫紙

No. 6

所在地 福岡縣筑紫郡那珂町大字琴野 二五四
 債務者名 筑紫工業株式會社
 (旧稱 九州飛行機株式會社)
 清算事務所

理由

弊社は終戦後昭和二十年十月上旬占領軍により突序全面的に接收された爲持出品は會計の主要帖簿と現金類の外私物に至る迄持出品を禁止されしもので戦時中の従業員名簿等の書類無く調査に手を付け様もありません。元來当社は戦時中純軍需飛行機類の製作をして居りましたので防諜の關係で朝鮮人の入社を極力警戒して居りましたから朝鮮人の従業員は居りなかつたと思ひます。

一昨年弊社より此の件に関し書類を提出したとの事です

労働省

か勿論保買も退社して詳細不明で左記の現金債務の記録はありせんので何かの誤りでないかと思ひます。

債務の種類	債務額	債権者数	摘要
未拂現金	八六、〇〇	二二	
未交付有価証券	三三〇、〇〇	不明	
貯金	三三七、四二	不明	

所在地 若松市新地三丁目九二番地
 債務者名 日本通運株式會社 若松支店 二島營業所
 理由

当營業所は標記の二に一つて極力調査致しまたか何分責任者交替のため報告文書も發見出来ず尚帳簿上に左記

の償金未拂の記録はありませんので以前の報告は何かの誤りで
なから思われすので御報告申上ります。

記

債務種類	債務額	債権者数	摘要
貯金	男七五	一	

所在地 戸畑市明谷町二丁目

債務者名 中村工業運輸株式会社
(旧中村組)

理由、弊社は標記の二社については係員も退社して詳細不明であり
又帳簿上に元記の如き償金未拂の記録はありませんので
御報告申上ります。

記

芳備

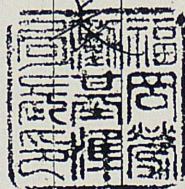
債務の種類	債務額	債権者数	摘要
貯金額	六〇〇	二	

罫紙 和紙 全面 罫紙

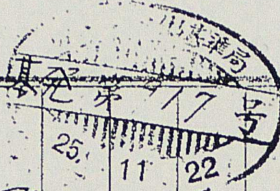
福基給收第六七八號

昭和二年十一月二十日

福岡労働基準局長



労働省労働基準局長殿



帰国朝鮮人に対する未拂賃金債務等に関する調査につて

十月六日附基発第九一七號及び御未照の標記のニとにつ

いては内容の正確を期するため再調査した為報告期日を展

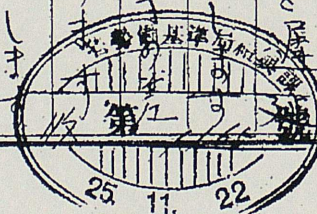
致しましたが現在に判明している分を別紙の通り報告致し

追つて昭和二十三年二月五日附ニニ福基給第九〇號と若干

異を生じた変更理由は別紙(Nal. No. 11)の通りであります

尚調査不充分の左記の分については判明次第急送致します

福岡労働基準局長



の念爲申添へます

記

事業所名

所在地

一久恒鑛業(株)猪鼻岩坑

嘉穂郡山田町上山田

二九州採炭高陽鉱業所

遠加郡男垣村山田

三小倉炭坑

小倉市足利六九三

四東亜炭工業社

八幡平市黒崎炭坑町

五貝島炭鉱大浦炭坑

鶴手郡宮田町上大隈

六宝珠山炭鉱(株)宝珠山炭坑

朝倉郡宝珠山村福井

七内鎖林園南門港運林清算所

川口市港町西海岸通リ

八若松沼澤運送林式会社

若松市南海岸通リ三二目

計八事業場

勸省

勞働省

供裁
理由然とす

李哲思

5
NO.

(三) 第三者に対する引渡分

罫紙 和紙全面罫紙

債務者名	所在地	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先
早良山坑	福岡市南区	4,106.71	9	昭和21.2.5	日清汽船
日本鐵線工業	福岡市中央区	281.64	17	昭和22.2.11	福岡市南区
福岡二場	福岡市中央区	4,993.03	26		福岡市南区
計					

總計

3,180,192.76
25/25

労働省

別紙

郵便紙 和紙 全面 郵便紙

一 債務者名 九井伸鉄工業株式会社

所在地 八幡市西通町一丁目四九ノ一

未供託理由

小倉市裁判所供託局に参りまして供託すべく申出ました
が郵便貯金通帳は預らないとの事で詮うなく幣社に保管
してあります。

二 債務者名 鎮西運送株式会社

所在地 小倉市砂津三六一

未供託理由

元野村銀行現在大和銀行小倉支店の指定金銭信託預
金として預け入れておる事(預金通帳番頭 累甲一、二部)

摘要

労働省

債務者名は元鎮西貨物自動車運送株式会社であつたが昭和十五年
三月二十四日株主總會の決議に依り鎮西運送株式会社と変更

三 債務者名 日本海陸運輸株式会社戸畑出張所

所在地 戸畑市明治町一丁目五〇三九

未供託理由

本預金通帳は戦時中焼失其他の帳より希望に依り保管
したものです。が六名の帰國が判明せず本人の請求があつた場
合の便利を考慮し引續き保管してゐる。

(A) 債務者名 三島 憲三

所在地 八幡市枝光北本町五丁目

摘要

昭和二十四年十二月二十九日三島組を三島光産株式會社に変更同時に住所を港町より現住所に変更す。

四債務者名

船越 吉嗣

所在地

筑紫郡大野町幸山田四五丁一

未償託理由

二名は無断工場より逃走一名は帰郷後無断帰場せず昭和二十年八月二十五日二名に対して原籍地に通帳郵送せしめ二十一年三月十日熊本逓信局の認印にて返送あり手續不明の爲保管今日に及ぶ。

五債務者名

大正鋳業株式會社

所在地

遠賀郡中洞町六五五番地

労働省

未償託理由

基發第四八號昭和二十一年十二月一日附勞働省勞働基準局長より都道府縣勞働基準局長宛朝鮮人勞働者等に対する未拂賃金についての通牒「要」に依り。

債務者

六不二越圧延工業株式會社 小倉工業

所在地

小倉市東港町三番地一

未償託理由

昭和二十一年終戦時直ちに當工場より退社せし第三國々勞務者の貯金につきまゝて昭和二十一年度より昭和二十四年度迄に數回に亘り本貯金処分方法に付縣勞務課に問合せをなすまいしたが何等回答なく又預け入れ銀行にも紹介しませんでしたその処分方法が判明致しませんでしたので今日まで放置しと置い

たものです。

摘要

當社は御調査の六名分四の八系八九銭は最に當りより
提出致したものに依るものと存しますが、公算が少く相違
致しておりますので改めて本書類を持ちまして御報告
致します。前記の通り御訂正下さい。

七債務者名

神岡鋳業株式会社 三池製煉所

所在地

大牟田市、浅草田町三ノ一

未供託理由

當時の朝鮮人関係事務担当者既に退職、実情未
詳債務額及債権者数は前報告調査ありたのに
付訂正

労働省

摘要

三井鉱山株式会社より第三會社として昭和二十五年五
月分離神岡鋳業株式会社として發足の存変更

八債務者名

日本セメント株式会社 門司工場

所在地

門司市大字門司三〇番地

未供託理由

國民貯蓄として貯金局に預けていて手許には預り証のみ
で供託せんとした。が供託局小倉出張所より昭和二十二年
一月供託不可能の旨申渡された。
(郵送貯金 郵便局に供託不能の指示を受けた)

九債務者名

日本炭礦株式会社 社長 宮川 敬三

所在地

福岡市下營區九五六ノ八

NO.9

未供託理由

去る昭和二十一年十月朝鮮人労働者に対する未拂金供託の書類調整が完了したので九ヶ月前炭統制會の指示を仰いだ所供託を現金でなすのはおぼつかた封鎖預金の流用が可能であるかの突に同省省と大蔵省との間に意見の相異があり更に統制會管下の各業者は何れも現金融資に行詰つてゐる現狀に鑑み業社に於り當該統制會に於て供託金引渡の多額途融資方を講究するの苦であり尚何れも種々未拂金は國際決済の運びに於ける見込みだかから單独処理をせずに統制會から何分の通達あり迄待期する様と指示せられたので供託書寫三部を統制會に提出その後同會より何分の指示ありものと未供託の事今日及んだのであります。

労働省

十債務者名

東洋セメント株式會社 小倉工場

所在地

小倉市 大字市丸一五番地

未供託理由

昭和二十一年十月十三日附二労働外及昭和二十一年十月十六日附小労働二七三號にて小倉労働者長より通牒に接し該當朝鮮人労働者未だ帰國せず大坂方面に居住ありとの同國人の語に居所判明次第各本位に手渡すべく相待て居りその内日月経過致し且つ保費も代り今日に至りたるものなり。

十債務者名

電気化学工業株式會社 大牟田工場 高橋三郎

所在地

大牟田市 新南町一番地

未供託理由

一當工場は戦時中の戦災により書類の大半を焼失朝鮮人労働

者奥係書類は殆んど焼失せり。

ニ終戦當時在籍せる朝鮮人には支拂ふべき給料その他支拂済にして未拂金として會計預り金に残置しある金額は主として戦時中の逃亡者の逃亡當時の未拂賃金にしてその總額は七、二九五系二銭なりも個々の債権者数並に債権額は不明なり。三前二項の事由の下に昭和二十一年十二月福岡供託局長及加柳可供託局に適法なる處理法を種々照會の結果

ハ解決供託は民法第四百九十四條の原因ある場合に限りハ得る。即ち受領の拒絶、受領不能及辦済者の過失なくして債権者を確知することを得ざる場合に限りハ得るものにして債権額が判明せざるものについては供託をナリ得ざるものとす。

然りせば多数債権者の債権額の總計は判明するも債務者対個々の債権者間に於ける個々の債権額不明なる場合は

労働省

債権額判明せざるものなるが故に所謂辦済の目的物不明なるを以て供託をナすことを得ず。

3. 本来供託は債務者より個々の債権者に対し各別(別件として)供託すべきものなるが故に其の個々の債権額は必ず判然とせしめ置かざるべからず。

4. 多数債権者に対する債務を括して供託したる場合は供託物取扱規則「第七号書式」の支拂委託書を供託者より提出すべきものなるに個々の債権者に対する債権額判明せざる場合は右支拂委託書を提出すること能はざる結果となりて還附手續上支障を来すこととなるにより供託局は供託を受理し得ざるものとす。

との結論の下に未拂金總額も極めて少額なるため供託をナさず二項に債務として残置し適法なる受領者がありたる場合調査

の上二場が直接支拂をなす事と一今日に至る。

但し今田の調査に依り未拂資金ハ一六系二五を除去他は夫々個々の債権者氏名及び債務額判明せしに付き供託可能と考へられしに就き供託致度。

債務額に變更を来したる理由

昭和二十二年十月二十日付當方より報告せる分の^外當所調査不充分の爲に裁減せられたる分を今田加算したるに依り。

十二債務者名 嘉穂郡大隈町大字牛隈二五三ノ二

所在地 久恒鉱業株式會社 赤生山炭坑

未供託理由

昭和二十二年十月三十日附銀勘業第三五号銀勘業部署長國崎藏次郎發給の記四に依り指示を待ち居りたる爲に備考記

労働省

はたの通り

（一）預金通帳のまゝ交付すべき契約のもの及び拂戻不能のものに（二）は目下司省省と打合中につき追って別途通牒する事とする。

佐基給第七八號

昭和二十五年十月二十八日

労働省労働基準局長殿

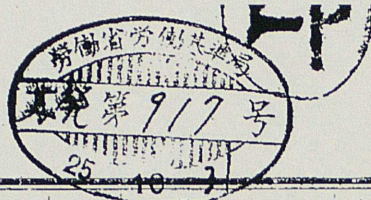
佐賀労働基準局長



標記について別紙の通り報告する

歸國朝鮮人に對する未拂借金債務等に関する調査について

- 尙(一) 供託後債権者に還付せられたものはなく、又第三者に對して引渡されたものもないので、供託金額は昭和二十三年十月十七日佐基給第六四九號による報告金額と変わりないが、未供託分の預貯金については、事業場の報告洩れのため、麻生鑛業久原支店、礪波右報告より金額に於て一六四四四三銭、債権者数に於て八名増加して、(二) 別紙報告書中、供託分の金銭債務の種類については、供託書に添付された内譯書により、債金、手當の名稱毎に細記した、(三) 別紙報告書中、供託分、未供託分の各計に於ける債権者数は、各種債



権者の合計数ではなく、債権者実人数を、總計に於ける債権者数は
供託分、未供託分計に於ける債権者の合計数を記入したので、念のため
申添えます。

歸國朝鮮人に対する未拵借金債務等に関する調査事業場名

1. 杵島炭礦株式会社 杵島礦業所

2. " 北方礦業所

3. " 大鵬礦業所

4. 明治鑛業株式会社 立山鑛業所

5. " 西杵鑛業所

6. 川南鑛山株式会社 向山鉦業所

7. 麻生鉦業株式会社 久原安坑

8. 大日鉦業株式会社 立川鉦業所

9. 井華鉦業株式会社 唐津鉦業所

10. 高倉鉦業株式会社 岩屋鉦業所

11. 日滿鉦業株式会社 新屋敷鉦業所

12. " 國見鉦業所

山口鉦業所
以現玉鉦業所

小城炭砒
小岩炭砒

債務者名	杵島炭礦株式会社(杵島礦業所)
所在地	佐賀縣佐賀市白山町ニ番地 (杵島礦業所所在地 佐賀縣杵島郡大町大字福母二四番地)
備考	債務者の 変更、消滅なし

一 供託分(既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
貸金	二八、八八〇・三二	八三四名	佐賀供託局 武雄出張所	昭和三年一月二十日	
家族慰問金	二八、八〇〇・〇〇	一三八	"	"	
期間延長手当	三三、〇〇〇・〇〇	一三四	"	"	
別居手当	一三、七三五・〇〇	一、二九九	"	"	
基本補給	二四、四二〇・一〇	一、三三二	"	"	
補給金	五四一・〇〇〇	九三	"	"	
統制会 特別手当	一九、〇五〇・〇〇	一三四	"	"	
援護金	一、四三五・〇〇	五四	"	"	
傷病手当	一、五四三・五七	六三	"	"	
有價証券	二〇〇・〇〇〇	二	"	"	大東亜戦争特別國庫 債券
計	一五三、三七三・八九	二、二三四	"	"	

二 未供託分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	二八、八〇五・一五	三四二名	供託出来ず有め	杵島礦業所にて保管
計	二八、八〇五・一五	三四二名		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	四三九、四三三・四	五、八九一			
----	-----------	-------	--	--	--

債務者名	肝島炭礦株式会社 (北方礦業所)
所在地	佐賀縣佐賀市白山町三番地 (北方礦業所所在地 佐賀縣肝島郡北方町大字志久八九〇一)
備考	債務者の 変更・消滅なし

一 供託		分 (既に還付せられたものを除く)	
債務の種類	債務額	債権者数	供託局名
家族手当	八、一〇〇〇〇	四八名	佐賀供託局 武雄出張所
家族慰問金	一四、八〇〇〇	七四	昭和三年三月一七日
期間延長手当	一四、八〇〇〇	七四	
期間延長手当 延長手当	一、九六〇〇	七四	
補給金	三九、九四九	四四	
統制会 特別手当	六六六〇〇	七四	
退職手当	三、三五〇〇	五六	
援護金	四、三八〇〇	四	
会社貯金	三、一三五九	二七	
その他	一六、五一五〇	一六一	
計	一八六、七五二〇	五二四名	

二 未供託分	
債務の種類	債務額
計	

三 第三者に対する引渡分	
債務の種類	債務額
計	

総計	一八六、七五二〇	五二四名	
----	----------	------	--

債務者名	所在地	備考	債務者の 変更なし
杆島炭礦株式会社（大鶴礦業所）	佐賀縣佐賀市白山町二七番地 （大鶴礦業所所在地佐賀縣東松浦郡入野村大字鶴牧三三ノ二）		

一 供託 分（既に還付せられたものを除く）

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
借金	九四四四四	四八名	佐賀司法事務所 唐津出張所	昭和三十一年八月七日	
家族手当	二八、一三〇、〇〇〇	七〇八	〃	〃	
家族慰向金	一四、八〇〇、〇〇〇	七四	〃	〃	
期間延長手当	七、八〇〇、〇〇〇	七八	〃	〃	
別居手当	四三、一七五、〇〇〇	七一〇	〃	〃	
基本補給	一三、八四五、四一	六七二	〃	〃	
統制会 特別手当	八、四九八、〇〇〇	七八	〃	〃	
計	一二三、八九〇、八二	七二八名			

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
計				

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	一二三、八九〇、八二	七二八名			
----	------------	------	--	--	--

債務者名	所在地	備考
明治鑛業株式会社（立山鉱業所）	福岡縣戸畑市戸畑二丁目四番地 （立山鉱業所所在地、佐賀縣小城市北多西小路四丁目一番地）	債務者の 変更、消滅はし

一 供託分（既に還付せられたものを除く）

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
家族手当	四、五二〇〇円	二二〇名	佐賀供託局	昭和三年三月二日	
補給金	三、七二八〇円	二〇名	"	"	
厚生年金手当	一四、八八二円	二一八	"	"	
一般援護金	二、四五〇〇円	四	"	"	
会社貯金	七、五九五円	一	"	"	
計	二八、三三三円	二五七名	佐賀供託局	昭和三年三月二日	

二 未供託分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
計				

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	二八、三三三円	二五七名			
----	---------	------	--	--	--

債務者名	明治鑛業株式会社(西杵磁業所)
所在地	福岡県戸畑市戸畑三〇四番地 (西杵磁業所所在地)佐賀県杵島郡北方町大字大崎菅谷(一〇二)
備考	債務者の変更なし

一 供託 分(既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
置去金	三、三三八 ^円 四九 ^角	二九 ^名	佐賀供託局 武雄出張所	昭和三年三月一日	貸金
補給金	四、二四〇 ^円 〇〇	一 ^名 二〇	"	"	
退職手當	三、二二三 ^円 〇五 ^角	一 ^名 一五	"	"	
其の他	四、五〇〇 ^円 〇〇	八	"	"	団体保費
計	一五、二九一 ^円 五四 ^角	二七 ^名 〇	佐賀供託局 武雄出張所	昭和三年三月一日	

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
計				

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	一五、二九一 ^円 五四 ^角	二七 ^名 〇			
----	-------------------------------------	-------------------	--	--	--

債務者名	川南鑛山株式会社(白山鑛業所)
所在地	大阪中北区京是町一番地 (向山鑛業所所在地 佐賀縣西松浦郡山代町本町西分三、五、五)
備考	旧名 川南工業株式会社

一 供託分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
接護金	一八〇〇〇円	二名 佐賀供託局 伊万里出張所	昭和三十五年一月十五日		
計	一八〇〇〇円	二名 佐賀供託局 伊万里出張所	昭和三十五年一月十五日		

二 未供託分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
計				

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	一八〇〇〇円	二名			
----	--------	----	--	--	--

債務者名	麻生鉱業株式会社 (久原 安 鉱)
所在地	福岡県飯塚市大字立岩一九〇番地 (久原安鉱所在地 佐賀県佐賀郡山代町安久原三八五)
備考	旧名 麻生鉱業株式会社 (筑肥鉱業所久原坑)

一 供託 分 (既に還付されたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘 要
債 金	七、四一五、〇〇	一〇〇	佐賀供託局 佐賀里出張所	昭和三年四月十六日	
補給金	二、三七〇、八三	一三三	〃	〃	
援護金	四七五、〇〇	二	〃	〃	
計	一〇、二六〇、八三	一四〇	佐賀供託局 佐賀里出張所	昭和三年四月十六日	

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘 要
愛國貯金	二、七六五、五五	五八	供託金未届りため	郵便貯金、會費等
國債貯金	一、五九四、四二	六三	〃	銀行預金、〃
計	四、三五九、九七	七一		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘 要
計					

総 計	一四、六二〇、八〇	二一一			
-----	-----------	-----	--	--	--

債務者名	大日鑑業株式会社(五川鉦業所)
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目一四番地 (五川鉦業所所在地)佐賀県西松郡大川村立川三四番地
備考	債務者の変更なし

一 供託 分(既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
家族手當	五、八四〇 ^円 〇〇 ^銭	一六五	佐賀供託局 行万里出張所	昭和三年一月三十日	
補給金	四、八七九 ^円 五二 ^銭	一六五			
退取手當	五、〇〇六 ^円 一〇 ^銭	九一			
一般援護金	七、〇三〇 ^円 〇〇 ^銭	一九			
平慰金	一六、一〇〇 ^円 〇〇 ^銭	一九			
其他	二、三〇七 ^円 一五 ^銭 八	一四七			
愛國貯金 会社預り分	一、三二四 ^円 一〇 ^銭	一四		昭和三年十月十九日	
計	六三、二四一 ^円 三〇 ^銭	三五五 ^名			

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	五、〇七二 ^円 六 ^銭 一	二七五	供託出来ず 左の如	通帳會社保管
計	五、〇七二 ^円 六 ^銭 一	二七五 ^名		

三 第三者に對する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	六八、三一三 ^円 九一 ^銭	六、三〇 ^名			
----	-------------------------------------	-------------------	--	--	--

債務者名	井華鉦業株式会社（唐津磁業所）
所在地	東京都中央区日本橋小網町一丁目二番地 （唐津磁業所所在地 佐賀県東松浦郡北波多村大字田中二六五）
備考	
変更なし	

一 供託 分（既に還付せられたものを除く）

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
債金	二、三七八、三四	二八四	佐賀供託局 唐津出張所	昭和三十一年七月三十日	
家族手當	一四、三四五〇	二八〇	"	"	
補給金	八、八二三二	二八〇	"	"	
退職手當	一五、一二四〇〇	二一八	"	"	
会社謝金	七五、五七八四五	四六八	"	"	
認差	二、五二一三〇		"	"	供託書内譯金額を精算した結果上記認差を生じたもの
計	一三八、七七〇	七五二			

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
銀行預金	一、四四七、八三	三五八	供託出来ず	会社保管中
計	一、四四七、八三	三五八		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	一五〇、二二八、一四	一、一八一〇			
----	------------	--------	--	--	--

債務者名	所在地	備考
高倉鑛業株式会社 (岩屋磁業所)	佐賀県東松浦郡厳木村大字本山三七二番地 (岩屋磁業所所在地 同右)	旧債務者及所在地 目黒炭産株式会社 福岡県福岡市荒戸二番町 一三八番地

一 供託分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
家族慰問金	一四、七四〇口	七七名	佐賀司法事務局 唐津出張所	昭和二十二年六月十一日	
期間延長手當	一、七七九口	八七	"	"	
期間延長手當	四、二三八口	八六	"	"	
補給金	一、二二九口	五〇三	"	"	
統制金手當	九六三二口	八二	"	"	
会社貯金	五八、八七三口	四九七	"	"	
計	二〇、四九三口	一、〇〇二名			

二 未供託分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	六、二五二口	二〇三名	通帳に供託出来なかったため	愛国貯金、 會社保管
"	一、八八一一口	一三八	"	退取積立金、 會社保管
計	八、一三三口	二九五名		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	二八、六三六口	一、二九七名			
----	---------	--------	--	--	--

債務者名	日満鉱業株式会社(新屋敷鉱業所)
所在地	東京都文京区元町三丁目三七番地ノ九 (新屋敷鉱業所所在地、佐原市東松浦郡巖木村、新屋二九七)
備考	変更なし

一 供託 分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
債金	二、一七二、二六六	九七名	佐原供託局 唐津出張所	昭和三年三月五日	
会社貯金	二四、三五五、三四	一一口	"	"	
計	二六、四二八、九〇	一三五名	佐原供託局 唐津出張所	昭和三年三月五日	

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
国体郵便貯金	三〇二、五〇	二七名	通帳貸付未了のため	通帳會社保管
国民貯蓄	四、四七〇、九四	六四	"	"
退取積立金	四、二七一、五二	四三八	"	"
計	九、〇四四、九六	四八七		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	三五、四七三、八六	六二二名			
----	-----------	------	--	--	--

債務者名	日満鑛業株式会社(國見礦業所)
所在地	東京都文京區元町二丁目三七番地ノ九 (國見礦業所所在地 佐賀縣西臼杵郡三里村甲三三六番地)
備考	
旧債務者名及所在地 大伊萬里山及鑛業株式会社 東京都千代田區丸の内三丁目六番地 昭和五年三月三十一日清算後と 合併す。	

一 供託 分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
貸金	四〇、六七九 ^四 _七	二三四名	佐賀司法書局 伊萬里出張所	昭和三年五月十日	
家族手當	四、六五〇 ^四 _四	五〇	"	"	
一般援護金	一、九七〇 ^{〇〇} _{〇〇}	一一	"	"	
計	四七、三〇〇 ^四 _{一八}	二三九名	佐賀司法書局 伊萬里出張所	昭和三年五月七日	

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	一、八四五 ^四 _五	一一二名	通帳は供託出来ず	会社保証金
計	一、八四五 ^四 _五	一一二名		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	四九、一四五 ^四 _七	三五一	名		
----	----------------------------------	-----	---	--	--

債務者名	山口慶八 (出、鑛業所、山城炭礦)
所在地	佐賀県小城市東多久村大字別府二、三、五番地 (炭坑所在地 同左)
備考	債務者 変更なし

一 供託分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
債金	二、三五五 ^四 五 ^八	三一 ^一 名	佐賀供託局	昭和二年正月五日	
退取手當金	九、五七九 ^〇 〇	二 ^〇 〇	"	"	
貯金	一、〇三、二五〇 ^二 五	一 ^二 〇 ^一	"	"	
計	二五、一八四 ^四 七 ^三	一、六 ^〇 七 ^七 名			

二 未供託分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	九、〇三五 ^四 五 ^七	三 ^六 一 ^名	通帳を供託出来ず	(曾社保管)
計	九、〇三五 ^四 五 ^七	三 ^六 一 ^名		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	一、二四、二二〇 ^四 三〇 ^三	一、九 ^六 八 ^八 名			
----	---------------------------------------	-----------------------------------	--	--	--

債務者名	兒玉幸吉 (兒玉鑛業所 小岩炭礦)
所在地	佐賀縣杵臼郡車山代村大字大久保四三番地 (炭礦所在地 同左)
備考	債務者の変更なし

一 供託 分 (既に還付せられたものを除く)

債務の種類	債務額	債権者数	供託局名	供託年月日	摘要
債金	一、六四三・五	八〇名	佐賀供託局 伊万里出張所	昭和五年五月十六日	
家族手當	九七八〇・〇	一八七	"	"	
家族慰問金	一、六〇〇・〇	八	"	"	
期間延長手當	九〇〇・〇	八	"	"	
補給金	七、六五九・八六	一八七	"	"	
統制會費手當	七二〇・〇	八	"	"	
退職積立	一、五九三・八八	二二一	"	"	
國債貯金	八七五・六二	二二二	"	"	
計	三二、六五三・九〇	四八二名			

二 未供託 分

債務の種類	債務額	債権者数	未供託理由	摘要
郵便貯金	一四、七七二・六三	三四九名	通帳に供託出来なため	通帳會社保管
銀行預金	六、八八七・〇七		"	"
計	二一、六五八・七〇	三四九名		

三 第三者に対する引渡分

債務の種類	債務額	債権者数	引渡年月日	引渡先	摘要
計					

総計	五四、三二一・六〇	八三一名			
----	-----------	------	--	--	--